

古賀市こども発達ルーム事業委託仕様書 (案)

1. 事業目的

こども発達ルームは、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）の規定に基づき、発達障害（発達障害者支援法第2条第1項に規定する発達障害をいう。）その他の心身の発達の遅れがあり、又はその疑いがある就学前の児童（以下「児童」という。）及びその家族等に対し、適切な支援を行うことを目的として設置している。

近年、発達の遅れ又はその疑いがあり、支援が必要な児童が増加している。古賀市においても、こども発達ルームの利用者は増加しており、体制強化が必要となっている。

令和5年度よりこども家庭庁が創設され、支援体制が大きく変化する中、これまでの療育に重点を置いた体制から、他機関との連携「つなぎ」の部分に重点を置いた体制へと、こども発達ルームの位置づけや支援内容の見直しを行ってきた。今後は、関係機関との連携を強化していくことで、支援の必要な家族が安心して子育てができるよう、1人1人の育ちを包括的に支援できる体制を整える必要がある。

このことから児童の療育に精通し、発達支援に関して経験豊富な事業者への委託を行うことにより、さらに支援体制の充実を図る。

2. 実施期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

3. 実施場所

(名称) 古賀市保健福祉総合センター「サンコスモ古賀」

(所在地) 古賀市庄205番地

(執務室) 2階スタッフルームにて執務する。

ただし相談支援事業及びその他の付随する事業については、古賀市こども発達ルームプレイルーム等（サンコスモ古賀）で実施する。

4. 勤務日及び時間

(勤務日) 市職員の勤務日に準ずる。

なお、最低月2回は土曜日を開所し、相談事業等を行うこと。

なお、台風などの災害時等における開所の判断については、「避難情報発令時における保育所等の対応基準について」に準ずるものとする。

(勤務時間) 8時30分から17時00分まで（12時15分～13時は昼休み）

5. 業務内容

こども発達ルームの事業全般

(1) 相談支援（電話・来所相談）

児童の発達に関する保護者等の様々な相談に応じる。また、相談支援の中で心理検査や指導を行う。

(2) グループ活動

支援方針を決める上で、必要に応じて少人数のグループ活動を行う。グループ活動の参加回数は、個々で異なるがおおむね6ヶ月とする。

(3) 保育所(園)、幼稚園、認定こども園(以下「園」という)への巡回相談

相談支援や健診フォロー等で、園における集団活動の観察や指導が必要な児童について、園や保護者へ助言等を行う。

(4) 支援者支援

市内の園に勤務する保育士、幼稚園教諭が児童発達に関する専門知識や日常的な関わりについて学ぶことができるよう研修会を開催する。

(5) 保護者支援

支援が必要な児童の保護者へ必要な情報提供を行う。特に、年長児の保護者に対しては、就学に向けての支援を実施する。

(6) 健診フォロー

1歳6か月児及び3歳児健康診査において、フォローが必要な児童について発達ルームへの相談の受付を行う。乳幼児健康診査後、フォロー児に対して導入面接を行い、その後の支援方針を決定する。

(7) Dr. 健診

市の嘱託医師による児童の観察、保護者の面談等を通じて、支援方針の決定に医療的な視点を入れることを目的に実施する。

※嘱託医師の予算措置については市が行う。

(8) 就学支援

年長児に対し、就学に向けての相談・検査を実施するとともに、就学支援に向けて教育委員会等の関係機関との連絡調整、情報共有等を行う。

(9) 託児

委託する全事業において、兄弟姉妹児の託児が必要な場合は事業者が準備する。

(10) 情報共有、連携

- ① 教育委員会や学校、庁内関係課、障がい福祉サービス事業所等と緊密に連携を図る。
- ② 他市、医療機関、他機関との連携は、市を通じて行う。その際、必要な情報提供書の作成や検査結果等のデータを含む検査結果の提供は、速やかに行う。
- ③ 検査結果等を含む業務上知り得た情報については、すべて市に帰属するため、速やかに情報提供を行う。
- ④ 児童虐待の可能性のある家庭や育児不安、精神不安がある保護者等の情報については、子育て支援課内で共有を行うとともに、必要に応じて他部署や他

機関へつなげる。

6. 業務体制

(1) 資格等

従事者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ・ 言語聴覚士の資格を有する者
- ・ 作業療法士の資格を有する者
- ・ 臨床心理士または公認心理師の資格を有する者
- ・ 保育士または幼稚園教諭の資格を有する者
- ・ 上記に準ずると認められる資格又は能力を有する者

※年度初めに従事する者の経歴書を市へ提出する。なお、中途入退職者については、都度提出する。

(2) 配置

- ① 委託事業を円滑に実施するため 責任者を置き、市との連絡調整を随時行う。
- ② サンコスモ古賀2階スタッフルームにて電話や相談対応に当たること。
- ③ グループ活動の従事者は2名以上とする。ただし、悪天候や欠席者が多い場合など、時間帯、曜日等により必要がないと認められる時は、この限りではない。

(3) 職員の資質の向上

公的な療育機関としての責務を果たせるよう、毎年職員に対する研修等を実施し、常に職員の資質の向上、スキルアップ等に努める。また、研修実績について市へ報告する。

7. 秘密の保持

- (1) 古賀市個人情報保護条例等の個人情報保護に関する法令等に準拠して、本件業務を実施するものとする。
- (2) 事業者は、業務の遂行上、直接又は間接に知り得た全ての情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。またその職を退いた後も同様とする。
- (3) 事業者は、市の許可を得ず個人情報の複写及び持ち出しを行ってはならない。
- (4) 個人カルテについては適切な管理をするものとし、保管場所において場を離れる時は必ず施錠をする。

8. 実施場所について

市は業務遂行のための場所を事業者に貸与する。

- (1) 部屋の使用条件等については、市と事業者の協議の上、決定する。
- (2) 事業者は、市が提供した場所等を善良なる管理者の注意義務をもって、市の指示のもとに管理し、使用しなければならない。
- (3) 部屋の破損等については故意又は重過失によるものでない限り、市で修理を行う。
- (4) 保護者勉強会、療育研修会などで他の会議室が必要な場合は、市へ依頼し、予約を行う。

9. 備品について

- (1) 市は、別添の備品台帳に記載された備品を貸与する。
- (2) 市の備品及び貸与物品については、サンコスモ古賀内でのみ使用する。また、新たに備品が必要な場合は、事業者の負担において購入する。
- (3) 市が保有する遊具の点検については2年に1回市が実施し、事業者の故意又は重過失によらない修理については市が行う。
- (4) パソコン、プリンターについては、事業者が準備する。インターネットの接続環境についても同様とする。
- (5) 布団、マット等のクリーニング代については、事業者が負担する。

10. 消耗品について

- (1) 業務に必要な消耗品等は、事業者の負担において購入する。
- (2) 業務に必要なコピーについては、事務室のコピー機を使用することができる。コピー代、用紙代については、市が負担する。

11. 郵便料について

業務に必要な郵便料については、事業者が負担する。ただし、他市、病院、他機関へ情報提供書の送付を行う場合は、郵便料について市が負担する。

12. 電話料金について

- (1) 業務に必要な電話料金については、市が負担する。
- (2) 電話機の故障の際の修理及び新たに購入する場合は、事業者が負担する。

13. 移動にかかる経費について

事業の実施に伴う移動等にかかる経費については、事業者が負担する。

14. 安全確認

施設及び設置等の実施にあたっては、労働災害防止のため安全衛生管理体制を整備し、安全衛生及び公害防止に関する法規ならびに市の指示事項を遵守すること。

15. 利益相反行為の禁止

- (1) 事業所が運営している事業と市から委託された事業が重複しないこと。
- (2) 委託した事業において、他の補助金や他の指定を受けないこと。
- (3) 委託した事業において、障害者福祉サービスの計画相談を実施しないこと。
- (4) 委託した事業において、事業者の有利になるような斡旋行為をしないこと。

16. その他

- (1) 事業内容について、市と十分協議の上、実施すること。
- (2) 議会資料や補助金交付申請の資料、県への報告等の資料を市の求めに応じ、提出すること。
- (3) 運営にあたり必要に応じて、市との協議を行う。
- (4) 事業者は本仕様書の内容に違反し、市に損害等を発生させた場合は、その損害

等を賠償しなければならない。

- (5) 事業者は本委託に従事する職員に対し、民法、労働基準法、健康保険法、労働災害保証保険法、その他法律に規定される事業主又は、使用者としてのすべての義務を負わなければならない。
- (6) 勤務中は、市民に不快感を与えない服装とすること。なお、事業所の名前の入ったユニフォームの使用を禁止する。
- (7) 事業者はその委託期間の終了や取り消しにより事業者の交代が行われるときは、施設を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。
- (8) 本仕様書に定められていない疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、都度協議を行い、決定するものとする。